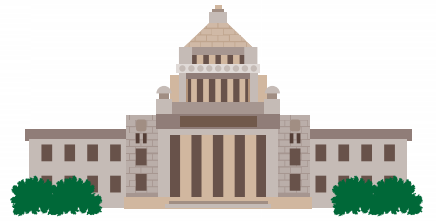


在外選挙 出国時登録申請 始まる!

海外転勤や留学をされる皆様へ

# 渡航前の申請をお忘れなく!



## 海外で国政選挙に投票するための

## 申請が国内でできます。

国外転出する際に、市区町村の窓口で申請しましょう。

※これまでは在外公館での申請に限られていました。



交付証書  
在外選挙人証

氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 生年月日 \_\_\_\_\_  
 性別 男・女 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 登録 \_\_\_\_\_  
 衆議院小選挙区

住所  
 住所以外の送付先  
 (在留届の緊急連絡先)

上記の者は、在外選挙人名簿に登録されていることを証明する。

選挙管理委員会委員長

注意  
 1 この在外選挙人証は、投票する際には必ず必要となります。大切にしてください。  
 2 在外公館において投票する際は、郵券とともにこの在外選挙人証を、投票用紙等を請求してください。郵便等による投票をする際は、投票用紙等を請求するときにこの在外選挙人証を同封してください。  
 3 投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は「住所以外の送付先」に送付され、「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は「住所以外の送付先」に送付されます。  
 4 記載事項や投票用紙等の送付先に変更が生じた場合は、この在外選挙人証を紛失又は破損した場合は、住所を管轄する在外選挙人名簿を刷新する在外公館まで届け出てくださいます。  
 5 この在外選挙人証は、日本国内で住民票を作成した場合に再交付の申請を行ってください。  
 6 一時帰国などで、日本国内で住民票を作成した場合は、4ヶ月を経過したときでできません。  
 7 投票後は在外投票で作成した日から4ヶ月が経過した場合は、この場合(住民票を作成した日)から4ヶ月が経過した場合は、この在外選挙人証を交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に返してください。

裏  
候補者氏名

表  
第○回  
衆議院小選挙区選出議員選挙  
在外投票

総務大臣印

STEP  
1

## 国外への転出届を出す際に、 在外選挙人名簿への登録を申請する!



国内  
市区町村  
選挙管理委員会

### 〈申請の際に必要なもの〉

#### 【本人の申請】

- 本人確認書類(旅券、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁の身分証など)

#### 【申請者から委任を受けた方の申請の場合】

- 申請者の本人確認書類
- 申請者の申出書
- 申請に来ている方の本人確認書類

在外公館での  
申請も引き続き  
受け付けています!

※在外選挙人名簿への登録を申請できるのは、国内の最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている方です。

※申請できる期間は、転出届を提出した日から転出届に記載された転出予定日までの間です。

※申請は、申請者本人か、申請者から委任を受けた方ができます。

STEP  
2

## 外国に居住後、在留届を提出する!

出国



在留届を提出



- 在留届で国外の住所を確認して名簿に登録しますので、忘れずに提出してください。
- 在留届は、最寄りの在外公館やインターネットで提出できます。

STEP  
3

## 在外選挙人名簿へ登録完了! 「在外選挙人証」が発行される!



在外公館



- 国外の住所が確認されると、名簿に登録されます。
- 名簿に登録されると、「在外選挙人証」が交付されます。
- 在外公館から連絡があるので、最寄りの在外公館で、又は郵送で、在外選挙人証を受け取るようになります。

STEP  
4

## 在外選挙人証を持って投票する!



- 投票の際は、在外選挙人証が必要です。
- 国政選挙の際は、外国で、在外公館での投票、又は郵便での投票ができます(一時帰国している場合は、国内でも投票できます。)

※在外公館で投票する場合は、在外選挙人証と身分証明書(旅券など)を持参してください。

※郵便で投票する場合は、投票用紙等の請求を行う際に同封してください。

※国内で投票する際も、在外選挙人証を持参してください。

※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。